

# 個人情報保護制度・情報公開制度のお知らせ

市民のプライバシーを保護する「個人情報保護制度」と、市民の知る権利を保障する「情報公開制度」では、行政文書などに記載されている情報の適切な取り扱いについてそれぞれルールを定めています。  
 「個人情報の保護に関する法律」の改正により、令和5年4月1日から全国的なルールに基づく個人情報の取り扱いがスタートし、保有個人情報の開示請求と情報公開請求の手続きが変更となりましたので、お知らせします。

■ 問い合わせ 行政管理課(内線363)



## 個人情報保護制度



それぞれの制度の詳しい手続き方法などは、市ホームページをご覧ください。

### ①開示請求書の提出

- 請求できる方…本人、法定代理人\*、任意代理人\*
- 提出方法…窓口、郵送\*
- ※一定の制限があります。詳しくは市ホームページをご覧ください

### ②公開の方法

個人情報保護制度・情報公開制度ともに閲覧・交付などにより公開します。写しの交付の場合は、原則として用紙に印刷したものの交付となります。手数料は無料ですが、印刷にかかる費用は請求者の負担です。(例 A4白黒片面の文書1枚 10円)

### ③郵送による交付

窓口での交付のほか、郵送による交付もできます。郵送にかかる費用は請求者の負担です。

郵送費用は、普通郵便料、一般書留料、本人限定受取郵便(特例型)の合計となります。  
 ※個人情報保護のため、確実に請求者本人にお届けする必要がありますが、**本人限定受取郵便のみ**に限ります

### ①公開請求書の提出

- 請求できる方…市民、在勤・在学者、市内法人・団体など
- 提出方法…窓口、郵送、FAXなど

## 情報公開制度

### 令和4年度の利用状況

	全部公開	部分公開	非公開	情報不存在	取り下げ	合計(延べ件数)
情報公開制度決定件数	31	35	2	28	3	99
個人情報保護制度決定件数	6	25	0	4	1	36

※情報公開に関する審査請求は、3件でした ※自己情報開示に関する審査請求は、ありませんでした

**市政情報コーナーをご利用ください!**

行政情報の集中的な管理と市民への情報提供を率先して行う場所として「市政情報コーナー」を本庁舎2階の会計課前に設けています。